

湖国から見た明治維新③

白熱する滋賀県会

明治二十年代
県民を代表する県会や
県を代表する知事の
ゆずれぬ論戦が繰り広げられる
その結末が……

県会解散ヲ命ス!

「旧県会議事堂内部」(『滋賀県議会百年』)

滋賀県県政史料室 県庁新館3階県民情報室内 Tel 077-528-3126 平成30年7月23日(月)～10月18日(木)

平成三十年(二〇一八)は、明治元年(一八六八)から満一五〇年の年に当たります。そこで、今年の展示企画では、全四回にわたって、明治時代の滋賀県政の歩みを振り返ります。

第三回にあたる今回は、大事件が頻発した明治二十年代の滋賀県を取り上げます。

明治二十二年公布の大日本帝国憲法により、日本の議会制度は法的な位置が確立し、翌二十三年には帝国議会が開設されます。これ以降、議員は国民の代表として、政府との攻防を繰り返していきました。明治十二年から開設されていた滋賀県会でも、この頃から活発な議論が目立つようになります。中でも県庁移転問題では、当時新築したばかりの県庁があった大津町と、旧城下町の彦根町との間で激しい論争が繰り広げられ、県会の決議は二転三転することとなります。また、坂田・東浅井両郡の分合をめぐる議論では、議論の收拾がつかず内務大臣より県会解散命令が下されるという「前代未聞」の事件へと発展します。

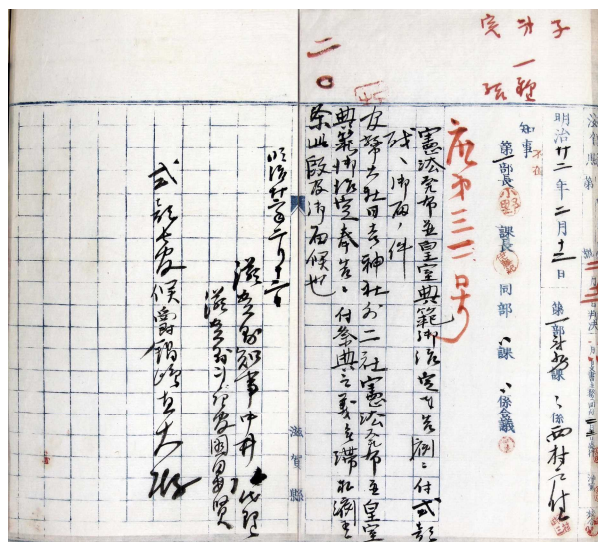
この白熱する県会をはじめ、日本中を揺るがせた大津事件や琵琶湖疏水の開削、東海道線全通など、県史に残る出来事を公文書によりご紹介します。

【展示概要】

期間 平成三十年七月二十三日(月)～十月十八日(木)
日時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前九時～午後五時
会場 県政史料室(滋賀県庁新館三階 県民情報室内)
内容 滋賀県歴史的文書等二十八点(複製含む)

滋賀縣					
分合現町村名					
新町村名	外加村	内畑村	赤尾村	南柳村	千野村
石山村	寺邊村	國分村	鳥居村	北路村	平津村
膳所村	副保村	中庄村	膳所村	錦村	
馬場町	松本村	東浦町	元會所町	御藏町	湊町
橋本町	茂木町	新町	白玉町	鍋屋町	南保町
上田町	下笠町	下平蔵町	芝七町	肥前町	
中堀町	九屋町	柳町	衣間町	玉屋町	獵師町
飯坂屋町	材木町	九軒町	高見町	和泉町	了徳町
上京町	中京町	赤原町	下小倉町	井筒町	八階町
大工町	後在町	茨町	設原町	鍛冶屋町	境川町
甚屋町	上栗町	下笠町	下雲町	土壇町	松尾町
天津町					
葛原町	布屋町	金塚町	寺町	上吉町	下吉町
四宮町	北町	西町	南町	一里町	清水町
上關守町	下井原町	二井原町	大谷町	關守町	追分町
藤屋町	船頭町	鍵屋町	菱屋町	石川町	七軒町
石橋町	上馬場町	土橋町	下馬場町	小川町	上北國町
中北國町	耕生町	藏瑞町	西山町	川口町	中保町
水楊町	東金氣町	受金氣町	今張町	下北國町	鹿岡町
上馬場町	下大門町	北保町	觀音寺町	尾花川町	別所村
神沢村					
滋賀村	山上村	建村	綿織村	南滋賀村	山中村
坂本村	阪本村	穴太村			滋賀里村
下坂本村	比叡辻村				
雄琴村	雄琴村	千野村			

③「町村分合表」明治22年2月19日【明ニ69合本7(7)】



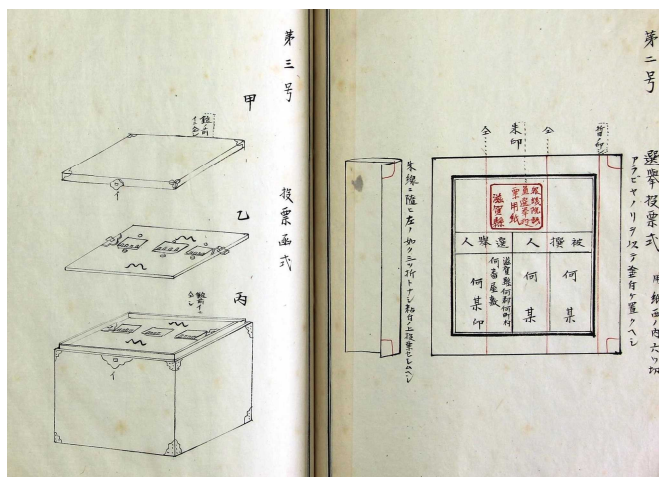
①「憲法発布奉告の件」

明治9年5月24日【明あ246合本1(21)】

[illegible]

④「町村会選挙実況報告（犬上郡彦根町）」

明治22年5月17日【明ニ136(85)】



②「衆議院議員選挙投票用紙と投票箱」

明治 23 年 2 月【明き 33 合本 1 (5)】

帝国憲法の発布と地方自治制度の確立

明治二十二年二月十一日、大日本帝国憲法が發布され、全国が祝賀ムードに包まれました。

帝国憲法では、日本の議會制度についても定められました。帝國議會は貴族院と衆議院とで構成され、國民は衆議院を通じて初めて、政治的な意思を国家の法律や予算に反映させる手段を得たのです。しかし、選挙の対象は衆議院議員のみで、選挙権も二十五歳以上の直接国税十五円以上を納める男性であったため、一般民衆のほとんどが排除され、有権者は人口の一％程に過ぎず、まだまだ國民の意思が正確に反映される体制は整っていませんでした。とはいえ、わが国初の帝國議會開設（明治二十三年十一月）に向け、第一回衆議院選挙が全国で行われ、滋賀県でも「選挙事務取扱規則」（史料②はその一部）に基づく選挙の末、五名の議員が選出されました。

また、憲法の発布とともに、地方制度の整備も進められました。その一環として、明治二十一年には市制・町村制が、また同二十三年には郡制・府県制が公布されました。政府は、資産のある有力者を優遇する形で地方に自治を与えつつ、こうした制度を通じて中央の統制を地方に加えようとしたのです。

滋賀県では、明治二十二年二月十九日に、同年四月一日以降町村制を施行する旨と、合併後の新町村が通知されました（史料③）。しかし、市制、郡制、府県制の施行は明治三十二年まで持ち越されました。